

生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「生田緑地ばら苑再整備に向けた植栽検討・支援実施業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

本委託は、生田緑地ばら苑の再整備にあたり、

- ・既存バラの希少性等の価値整理及び継承方針の検討
- ・継承方法（接木・移植・新規購入等）及び管理・調達方法の整理
- ・病虫害等による健全度の把握と対応方針の検討
- ・バラ以外の植物や既存樹木等を含めた植栽全体の位置付け及び市の基本的な考え方の整理
- ・上記を踏まえた、民間事業者への要求水準書作成に資する技術的与条件の整理

を行うことを目的とする。あわせて、生田緑地が有する自然環境との関係性も踏まえ、生物多様性の保全の観点から、植栽種の選定や導入の考え方、管理のあり方についても検討を行うものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

5 業務内容

（1）継承するバラの選定

生田緑地ばら苑に現存する各バラ品種について、作出の歴史や希少性、ボランティア活動との関係性、生育状況及び健全度等を整理し、再整備にあたり継承する品種及びその優先度を整理する。

（2）既存バラの健全度把握（病虫害等）及び対応方針の検討

継承候補としたバラ及び主要な既存株について、病虫害の発生状況、感染リスクの拡大の可能性、継承、再利用にあたっての技術的課題を整理し、継承の可否や条件整理を行う。あわせて、防除、更新、廃棄等を含めた対応方針を検討する。

（3）バラの継承方法（接木・移植・購入等）の検討

（1）（2）で選定した継承対象バラについて、有識者、育種家、苗生産者等へのヒアリングを行い、接木、株移植、新規苗購入等の手法の適否、実施時期及び留意点、品質確保やリスクの違いを比較整理し、品種・状態別の最適な継承方法を検討する。また、不要となる既存株が発生する場合は、教育利用、展示利用、廃棄等を含めた活用・処分方法を検討する。

(4) バラ継承に係る管理・調達方法の整理

バラの継承に係る以下の事項について整理を行う。

- ・接木等依頼先候補及び契約手法
- ・納品後から植栽までの管理方法
- ・継承期間中の品質管理体制

これらを踏まえ、管理委託用の仕様書案、概算委託費用、管理マニュアルを作成する。また、将来的な効率的な維持管理を見据え、デジタルツールを活用した植栽管理事例を調査し、データベース化を前提とした情報整理を行う。

(5) バラ継承に係る実施・管理支援及び協定締結支援

(4) で整理した内容及び前述で検討した継承内容に基づき、接木等を実施するための依頼先候補についてヒアリングを行うとともに品質確保や管理体制、実施スケジュール等を整理する。あわせて、接木等の作業後からバラ苗の完成までの期間における管理を適切に行うため、必要に応じて苗生産者などとの協定、覚書等の締結に向けた条件整理及び締結支援を見据えた調整を行うものとする。

(6) 再整備に向けた技術的要件整理

前述の検討結果並びに、ばら苑の歴史、市民協働の経緯、再整備のコンセプト等を踏まえ、再整備後のばら苑の魅力を通年的に維持・向上するための庭園構成や植栽手法、植栽及び管理水準の方向性、ガーデン・スーパーバイザー等監修体制導入時の要件等を多角的な視点から整理する。あわせて、植栽種選定における配慮事項や留意点について、将来的に民間事業者へ提示する要求水準書に反映可能な形で整理する。

(7) 市民意見聴取の企画・運営支援

再整備方針やバラの継承方法等について、市民及びボランティアから幅広く意見を聴取するための場の企画・運営を行う。

- ・市民を対象としたワークショップの企画・運営
- ・その他、必要に応じた意見聴取（実施形態・対象者は監督員と協議）

(8) 各種会議運営補助

以下の会議について、資料作成支援、会議録作成を行う。

- ・市が設置した有識者委員会
- ・生田緑地ビジョン推進に関する庁内検討会議（幹事会）

(9) 検討業務報告書の作成

上記の検討結果を報告書にまとめる。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時3回、完了時の計5回程度とする。対面を基本とし、オンライン等も可とする。このほか、必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること。

6 成果品

下記成果品を納入する。

- ・ 報告書（A 4 版、ファイル綴じ） 1 部
- ・ 報告書電子データ 1 式（正・副 2 部）

※ Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式で CD-R や DVD-R 等の媒体で提出するものとする。

成果品は電子データ（CD-R 等）で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副 2 部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

7 その他留意事項

- （1）利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- （2）本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- （3）本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。